

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	安家川漁業協同組合						
	住 所	下閉伊郡岩泉町安家字松林97番地						
2 漁業権の免許番号	内共第3号(安家川)							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉町との町村境から上流の安家川本支流の免許区域	8月1日から10月31日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	3月1日から12月31日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		茂井長とろ淵の上流100メートルの点から同淵の下流200メートルの点までの区域			1月1日から12月31日まで			
		年々川全域						
		川口沼淵の全300メートルの区域			1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を除く。)			
		松ヶ沢保呂草滝の上流200メートルの点から同滝の下流200メートルの点までの区域						
	元村清水川全域及び同川との合流点から下流の中の橋までの安家川本流の区域							
(3) 漁具漁法の制限	まき餌(餌容器の使用を含む。)による漁具漁法は、禁止する。							
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長				
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル				
	いわな			〃				
	うぐい			〃				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな及びにじます特設釣場並びにあゆ、やまめ、いわな及びにじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付方法	(1) 一般遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所 組合事務所及び指定販売所	
			あゆ	友釣り どぶ釣り	1,500円	12,200円		
	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り						
	雑 魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	1,300円	8,600円			
	ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
			あゆ	友釣り どぶ釣り	24,000円	21,600円		
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り				
			雑 魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円		15,200円
	5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。						

に関する事項	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
6 遊漁に際し 守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。
7 漁場監視員 に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。
8 違反者に対 する措置に関 する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。